

令和6年第4回嬉野市議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令和6年12月3日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和6年12月18日 午前10時00分			議 長 辻 浩 一	
	閉会	令和6年12月18日 午後0時01分			議 長 辻 浩 一	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1 番	水 山 洋 輔	出	9 番	宮 崎 良 平	出
	2 番	大 串 友 則	出	10番	川 内 聖 二	出
	3 番	古 川 英 子	出	11番	増 田 朝 子	出
	4 番	阿 部 愛 子	出	12番	森 田 明 彦	出
	5 番	山 口 卓 也	出	13番	芦 塚 典 子	出
	6 番	諸 上 栄 大	出	14番	田 中 政 司	出
	7 番	諸 井 義 人	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8 番	山 口 虎太郎	出	16番	辻 浩 一	出

地 方 自 治 法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市 長	村 上 大 祐	健康づくり課長	
	副 市 長	早 瀬 宏 範	統 括 保 健 師	
	教 育 長	杉 崎 士 郎	子育て未来課長	
	行政経営部長	永 江 松 吾	福 祉 課 長	馬 郡 裕 美
	総合戦略推進部長	小野原 博	農業政策課長	
	市民福祉部長	小 池 和 彦	茶業振興課長	山 口 貴 行
	産業振興部長	井 上 章	観光商工課長	
	建 設 部 長	馬 場 敏 和	農林整備課長	
	教 育 部 長	山 本 伸 也	建 設 課 長	
	観光戦略統括監	中 野 幸 史	新幹線・まちづくり課長	
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	太 田 長 寿	環境下水道課長	
	財 政 課 長	中 村 忠太郎	教育総務課長	
	税 務 課 長		学校教育課長	
	企画政策課長		会計管理者兼 会 計 課 長	
	広報・広聴課長		監査委員事務局長	
	文化・スポーツ振興課長		農業委員会事務局長	
	SAGA2024 推 進 課 長		代表監査委員	
	市 民 課 長			
本 会 議 に 職 務 のため出席した 者 の 職 氏 名	議会事務局長	筒 井 八重美		

令和6年第4回嬉野市議会定例会議事日程

令和6年12月18日（水）

本会議第6日目

午前10時 開 議

日程第1 討論・採決

- 議案第66号 嬉野市下水道使用料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第67号 嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第69号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第74号 嬉野市出張所設置条例を廃止する条例について
- 議案第75号 指定管理者の指定について
- 議案第76号 指定管理者の指定について
- 議案第77号 指定管理者の指定について
- 議案第78号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について
- 議案第79号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第80号 令和6年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第81号 令和6年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 令和6年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第83号 令和6年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第84号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）

議案第85号 建設工事請負契約の締結について

発議第9号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について

発議第10号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則について

追加日程第1 発議第11号 「議案第76号 指定管理者の指定について」に対する継続審査及び継続審査を付託する新たな特別委員会の設置について

日程第2 委員長報告（産業建設常任委員会）

日程第3 議員派遣について

日程第4 閉会中の付託事件について

午前10時 開議

○議長（辻 浩一君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましてはお手元に配付のとおりであります。

日程第1に入ります前に、先日の増田議員の一般質問に対する答弁について福祉課より訂正の申出がっておりますので、これを許可します。福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

16日の増田議員の一般質問の際の答弁の訂正をお願いいたします。

嬉野市生活支援体制整備事業（第2層塩田地区）の事業計画の中で、嬉野老人福祉センターで実施されているふれあいカフェの塩田地区での開催に向けて検討を進めるとは具体的にどのような感じかとの質問に対して、嬉野老人福祉センターへバスで送迎し、ふれあいカフェを実施するとの答弁をいたしました。が、住民が自由に集えるカフェの実施を塩田地区でも検討していくと答弁の訂正をお願いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

よろしいですか。

それでは日程第1. 討論・採決を行います。

それでは、議案第66号 嬉野市下水道使用料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第66号の討論を終わります。

議案第66号について採決をいたします。

議案第66号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第66号 嬉野市下水道使用料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例については可決をいたしました。

次に、議案第67号 嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第67号の討論を終わります。

議案第67号について採決をいたします。

議案第67号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第67号 嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第68号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第68号の討論を終わります。

議案第68号について採決をいたします。

議案第68号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第68号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第69号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第69号の討論を終わります。

議案第69号について採決をいたします。

議案第69号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第69号 嬉野市議会議員の

議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第70号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第70号の討論を終わります。

議案第70号について採決をいたします。

議案第70号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第70号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第71号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第71号の討論を終わります。

議案第71号について採決をいたします。

議案第71号を原案のとおり可決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第71号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第72号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案72号の討論を終わります。

議案第72号について採決をいたします。

議案第72号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第72号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については可決をいたしまし

た。

次に、議案第73号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第73号の討論を終わります。

議案第73号について採決をいたします。

議案第73号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第73号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第74号 嬉野市出張所設置条例を廃止する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第74号の討論を終わります。

議案第74号について採決をいたします。

議案第74号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第74号 嬉野市出張所設置条例を廃止する条例については可決をいたしました。

次に、議案第75号 指定管理者の指定についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第75号の討論を終わります。

議案第75号について採決をいたします。

議案第75号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。

全員賛成であります。したがって、議案第75号 指定管理者の指定については可決をいたしました。（「動議」と呼ぶ者あり）

増田議員から口頭による動議がある旨発言がありました。

動議に対して確認をしたいと思います。動議の内容は何に対する動議ですか。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

議案第76号 「指定管理者の指定について」に対する継続審査及び継続審査を付託する新たな特別委員会の設置についての動議です。

賛成議員、嬉野市議会議員芦塚典子議員です。

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

先ほど議会運営委員会が議事日程に追加することを決定いたしました。

追加日程第1. 発議第11号 「議案第76号 指定管理者の指定について」に対する継続審査及び継続審査を付託する新たな特別委員会の設置についてを議題といたします。

動議については口頭による動議としたい旨申出がっておりますので、それを許可したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

提出者の増田議員、動議の内容について発言を許可いたします。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

議席番号11番、増田朝子です。

発議第11号 「議案第76号 指定管理の指定について」に対する継続審査及び継続審査を付託する新たな特別委員会の設置についての動議です。

嬉野市議会会議規則第15条の規定により提出いたします。

令和6年12月18日提出。

嬉野市議会議長、辻浩一様。

提出者、嬉野市議会議員、増田朝子。

賛成者、嬉野市議会議員、芦塚典子。

理由。

議案第76号 指定管理者の指定についてに対し、この案件は市民が非常に高い関心を示している案件であり、十分な審査を行うためには時間が必要であります。市民が納得する議論

を尽くすことが議員の責務と考えるため、議員全員による新たな特別委員会を設置後、閉会中において付託、継続審査としたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田議員の動議の内容は、指定管理者の指定についてに対する継続審査及び継続審査を付託する新たな特別委員会の設置であります。

増田議員、間違いありませんか。

○11番（増田朝子君）続

はい。

○議長（辻 浩一君）

次に、動議に対する質疑を行います。

追加議案で通告の時間がありませんでしたので、通告書なしでの質疑を行います。

質疑ありませんか。川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

先ほど増田議員が、市民がこの指定管理については関心を持っているということですが、どのような内容について今回この特別委員会を設置しなければならないような内容ですかね。どのようなことに市民の方々が関心を持っておられるのか、そこの辺をお伺いしたいと思います。

○11番（増田朝子君）

お答えいたします。

このチャオシルですけれども、こちらは平成30年開館いたしまして7年目になります。その後、本当に私市民の方から、議案質疑でも申しましたけれども、いろいろ厳しい御意見をいただいております。

それで、今回の提案されたものなんですけれども、今議会でいろいろ答弁をしていただきましたけれども、その中で、本当に実際に議論が尽くせたのだろうかと思ってですね。というのが、川内議員の質問では、そんなふうに厳しい御意見がありましたということです。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

いや、今回このように動議をかけられましたけれども、あそこが平成30年に開館されて、これまで直営のほうでやってこられました。それは市民の方々も十分承知だと思います。

そこで、どのようなことで厳しい御意見ということをお伺いしたいと思います、増田議員に。私も知っておりますけど、どういうことを言われたか。

○11番（増田朝子君）

なかなかやはりそれなりに頑張っていただいていますけれども、これまで年間のランニングコストも2,500万円から3,000万円かかっておりましたけれども、それでも本当に市民の方は、「ええっ」と、そんなにかかるんだろうかという厳しい御意見とか、本当に、なかなかチャオシルの事業内容が見えないとか、そんなふうに、「大丈夫なの」、「大丈夫ですか」とか、「何しよんしゃろうか」とか、そういう本当に厳しい御意見を、私の聞くにはそういう声があります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

あそこが開館されて、これまでそのような御意見をお伺いした結果、私たちは、議会からも、あそこを指定管理にするような方向性を、指摘項目等で、議会の声として執行部のほうへこれまで申してまいりました。その2,500万円、3,000万円近くかかった年もあったと思いますけれども、やはりコロナ禍もあって、そして直営であるために、見えられるお客様方に十分なサービスを、満足できるサービスを100%できない施設だと思うんですよね。そのようなこともあって今回、これまで私どももお願いをしてきたような指定管理化を図っていただくようになったんです。

私としては、増田議員がおっしゃるその市民の声というのは分かりますけれども、あそこをこれまで以上に充実化させるためには、民間のノウハウを含めて、そして縛りがあった規制を解いて、そしてあそこを充実した施設に持っていかなければならないと私は思いますので、増田議員の考え方とは多少異なるところがあるかなと思いますけれども。結構です、はい。（「いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

ほかに。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

先ほどのこの発議の提案理由の中に、十分な審査がというふうな言葉がありました。これのいわゆる十分な審査というのは、ここの議案というのは、指定管理者をここに決めてよいでしょうかというふうな議案なんですよね。指定管理者の指定、そこで十分な議論がされていないというところとなれば、この選定委員会について問題がある、疑義があるというふうな受け止め方を私はしたんですが、その点はいかがですか。

○11番（増田朝子君）

お答えいたします。

私は、この指定管理者の指定は、公募から最終の審査までが指定管理者の指定と考えております。

それで、今回十分な議論が、審査を行うために時間が必要としていますが、今回この動議を提出しようと思ったのは、議案質疑で議論はされたんですけども、それは議案質疑が終わってからの追加答弁、2回ありました。その中で、追加答弁で出された内容にちょっと疑義を思いついて、あと、その2回目の追加答弁が行われたのが16日の一般質問の後ですね。普通、追加議案というのは……（「だから、それを言っているんじゃないということ」と呼ぶ者あり）いや、その理由を言っているんです、理由を。それで、追加議案が出たときに、新たな曖昧なというか、ニュアンス的な違うような答弁が市民の方に向けてのというのを私はこれまで議員生活してきて、市民のために説明が必要ということで追加答弁を受けたことはありません。それで、そういうことも含めて十分な議論をもっとすべきだと思いますのでこの動議をさせていただきました。

本当にこのチャオシルは、先ほど申しましたように本当に市民の方が関心の高い建物であります。それで、これまで以上に予算額もついていますけれども、しっかりと十分に納得するような議論をしてから決定してもいいと思いますので、ちょっと今回、採決に当たるのはちょっと不十分だと思って、もう少し皆さんで議論をしたいと思いついて、この動議を出させていただきました。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

十分な議論って、だから、そこがあれなんです。この指定管理にしますよということで、当初予算に——これは当初予算だったですかね、指定管理者の選定委員会をこういうことで立ち上げますということでやっているわけですよ。そして、本年度中にこういう指定管理者の選定をしたいということで我々は説明を聞いて、それを予算を納得して、今回こういう形になっているわけでしょう。そして、この、この会社に指定管理をお願いしたいということで今きているわけですよ。それを、十分な議論、十分な議論とおっしゃいますけれども、じゃ、その段階に、手前の段階においてね、指定管理者の指定をするについて、じゃ、1年ぐらいでいいのか、あるいは2年かかって指定管理者の選定をしてくださいというふうな議論をするのなら分かりますよ。今、増田議員、ここで指定管理者の指定ということで議案が上がっているわけだから、だから、若干ね、増田議員の言うこと、私はずれているというような気がするわけですよ、ここでこういう動議を出されるというのが。これは、指定管理者の指定なんです、あくまでも。だから、どうもそこら辺が納得、私はいきません。

それで、先ほど川内議員のほうからも出ましたけれども、平成30年にここを開館して、そして、3年をめどに指定管理者に移行したいという当初の計画でした。しかし、新型コロナウイルスとかいろいろあって、それで3年をめどでやって——もうとにかく3年ぐらいをめどに、私は当初から指定管理のほうがいいということを申し上げたんですが、3年をめどに

どれぐらいの経費がかかって、どういうふうな利用ができるのかということを、はっきりある程度そこで青写真をつくった後に指定管理者をやるということでした。

それで今回、これだけ新型コロナウイルスもあったけれども、それなりの予算と、それなりのできること、できないこと、いろんなことを踏まえながら今回この会社に戻りますよということなわけでしょう。どこでどういうふうなね、その議論というのが足らなかったのか、まだ私分からんわけですよ。それで、しかも、ここは指定管理者の指定についての議案ですから、その点ね、何か私は違うとしか言えません。

○11番（増田朝子君）

お答えいたします。

先ほど川内議員にもお答えしましたけれども、私はこの指定管理の指定に関しては、公募から決定までが指定管理者の指定という議案だと思っております。田中議員の思われる指定管理者の指定って、ただ業者さんだけのことじゃないと思います。それで、指定管理のガイドラインも関係しますし、公募要項も関係します。そこも含めて審議をしてきました、その内容も含めて。

私たちは、市民の皆さんの負託を受けてここに立っております。それで、今回、指定管理料も上限が上がっております。それも含めての審議をさせていただいております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

指定管理料の金額は議案に上がっていませんよ。（「いや、議案には……」と呼ぶ者あり）上がっていませんよ。あくまでも、指定管理者の指定をしたいので、この業者にお願いしますと。しかしね、来年の4月から仮にするにしても準備期間が必要なので、それで債務負担行為というような形の中で上がっているだけであって、予算が幾らというのは上がっていません。ただ、その指定管理者の選定を受ける方の計画書としてはあります、予算がですね、これぐらいの予算でこういうことをやっていきたいという、それはあります。そこが独り歩きしているんじゃないんですか。あくまでも、それは指定管理者が決まった後に、後にね、上限はこれぐらいで、今後話し合いをして来年度の予算として上がってきて初めてそこでなるわけですから。だから、どうもね、そこら辺の指定管理というものについて、結局は嬉野市の今、うれしの茶が非常に苦しい時期です。そういう中において、品評会等においても一生懸命やって4冠を達成、2年連続ということでやっていただいております。それを、いかに今後、嬉野市の文化等も含めたところでうれしの茶というものを広めていくのか。それを、今まで行政でやってきたけれども、指定管理者にすることで、もっとあそこの施設をよりよく使って、そしてそのうれしの茶の交流館——交流館施設ですよ、あそこね。（「はい」

と呼ぶ者あり）を、いかに発展させていくのかというための今回指定管理者の指定ですから、ここでね、その議論についてどうこう言うということの発議を出されるということ自体がね、私はおかしいというふうに思います。

以上です。

○11番（増田朝子君）

いいですか、答弁は。（「よかです、答弁してください」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。

先ほどからなかなか指定管理者の指定についての議案というのが、予算は書いてありませんと言われましたけれども、公募の中に出ています、数字はですね。（「いや、だから、計画……」と呼ぶ者あり）それを含めて、応募された指定管理者の方が、予算書とか、計画とかを立てられるんですけど、やっぱりそこを見て、私たちは——資料も提供していただきました。それを見て審議するわけですね。その中にやっぱり予算書とかも含めてありますので、全て関係すると私は思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ほかに。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

幾らか動議として出されている内容をお聞かせいただきましたけれども、増田議員がおっしゃっている、いわゆるチャオシルに関しての公募をかけた内容をということで、そういう中に金額的なものが上がっているんだから、そこを検討したいというような御意向だと私は先ほどおっしゃった内容は理解しているんですけども、それに関しては、選定委員会で十分に熟知されて、それでオーケーが出たからここに上程をされて、それを我々が指定をするという考えが基本にあるというところで私は理解しているので、その考えをお持ちというところは、指定管理の選定委員会自体を否定される考えになるのかなと私は思うところがあります。いささかそこが、私の中でちょっと合点がつかない。そこはどのようにお考えなのか。

○11番（増田朝子君）

お答えいたします。

選定委員さんの方を否定するとか云々になるのかも分かりませんが、全てその公募の段階からですね——でも、募集要項をしっかりと私たちが審議とかする機会は今回と思うんですけども、この指定管理の指定という案が出たときに、募集要項も出てきますし、そこも含めての私は審議と思っておりますので、選定委員さんだけの云々とかじゃなくて、全てに対して募集要項ガイドラインのことも含めて、整合性とか含めて、そこを含めての審議が足りなかったということで申しています。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

私自身は、今回の指定管理全てにおいては、ガイドラインにのっとってきちんとタイムスケジュールを守って、公募も、選定も、また議会に提出するということも全てなされていると思います。

と申しますのは、前回私もこのガイドラインに沿った対応ができていなかったというところで、付託決議として議会のほうで提出させていただいた案件がありました。そういう中において、私としては今回は、そういう全てチェックできる要項があったので、特段問題は無いのかなと思っております。

ただ、いささか先ほど増田議員のお話をお聞きしておりますと、どうしてもその公募内容の公募の要件、事業者が何だこうだというのを、改めて議会で特別委員会をつくってそこを議論する場というのは、そこは筋違いじゃないかなと思います。もしそれをなさるのであれば、この案件だけに関しての動議ではなくて、やはり一般質問において、あるいは当初予算において、その指定管理の分が予算が上がってきたら、ガイドラインの見直しについて協議をする必要性がまずあるのかなと思います。あくまでも、先ほどから田中議員もおっしゃったように、今回ここだけ焦点を当てて動議が出るというのは、私はいささか納得できない。そういった状況でお尋ねをします。

○11番（増田朝子君）

お答えいたします。

先ほどガイドラインのスケジュールは合っていると思います。でも、ガイドラインの中の、例えば、指定管理に出す場合には、指定管理料をこれまでしていたよりもやっぱり安くできるように努めるべきとかそういうふうに書いてありますので、それが、ぼんと、今これまでのランニングコストよりも高くなって、じゃ、そしたらどうしてかなということも今回資料で出てきましたので、そこら辺の議論が尽くされていないということと、私が一番この動議を、先ほどから申しますけれども、本当に追加答弁、そのことについて何も議論するところなかったということは一つの要因です。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

追加答弁に関して、私も増田議員がおっしゃった内容で、議論の場がなかったというところはありますけれども、私は追加答弁していただいたことによって、逆に私たちが資料を

持ち寄った内容が市民にお伝えできないから詳細な追加答弁をされたと理解しております。

（「そういうこと、そういうこと」と呼ぶ者あり）そういうことですね、私はそうだと思います。

ですので、そこを改めて、そこにフォーカスを当てて議論をする場じゃないと思います。あくまでも、増田議員がおっしゃっている内容でいけば、どうしてもその、私はその金銭的なものが独り歩きしているところにフォーカスを当てているようにしか私は感じられない。

ただ、その金額だけに関しても言えば、先ほど田中議員がおっしゃったように、今回の指定管理の部分での指定の分なので、特段、今から先にこの指定管理をまず決めた後に、業者とその予算に関して話し合いをしていこうというところでもありますので、そこはあえて、僕は今回指摘する案件じゃないのかなと感じております。

それともう一つ、指定管理、先ほどおっしゃったように、あくまでも、金額金額とおっしゃいますけれども、指定管理の選定委員会では、金額はもちろんなんですけれども、その先の事業の継続性とか、民間ノウハウを生かしてどれだけその事業が効率化ができるかとか、そういったのが全て含まれて、それを選定委員会で検討していただいた結果が上がっているので、そこは今回、指定管理の指定ということでこの議案は上程されていますので、私はちょっと、いささかなことかなと思うところで合点がつきません。そこを多分、考えていただけたらと思っております。

以上です。

○11番（増田朝子君）

お答えいたします。

先ほど申されました追加答弁にしても、議案質疑の中での追加答弁とかまたできるものでしたらよかったんですけれども、時間をおいての追加答弁の中で、例えば、先ほど申されましたように、答弁の訂正とか、例えば数字とか、そういうのだったら分かりますけれども、内容が明らかにちょっと議論が必要な内容じゃないかなと思って、それも含めての議論を今後していきたいということで動議を出させていただいています。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

確認ですけれども、先ほどから増田議員が、指定管理に反対しているような質問とかあっておりますけれども、確認です。指定管理そのものの適用を否定されているのか、あるいは指名委員会の手続上のことを否定されているのか、それとも、今回上程されているのが継続審査ということで、そういったことについては、今回否定されているようなことではないと思っているんですね。別に、締結の内容を動議でされているわけでもございませんし、先ほど来、質問を聞いていますとそういったところに対する質問があっているんですけれども、

この動議については、追加答弁がございましたと。消費税のこととかおっしゃいましたけれども、私自身もまだ疑問点が残っております。そういったところを今後継続して、もう一回議案質疑なりの場を持つような、そういったことを提案されているのか。それとも、先ほど来おっしゃっているような指定管理の適用そのものを否定されているのか、そこを確認でお伺いいたします。

○11番（増田朝子君）

お答えいたします。

私は、指定管理者の指定そのものを否定しているわけではございません。今回の、先ほどから提案理由で申しましたように、この案件は、本当に市民の方が高い関心をお示しされています。その中で、これまでの審議だけでは採決には私は本当に迷っております。

そこで、継続審査として、もう一度しっかりと市民の方が納得できるような議論をしたいと思って上程させていただきました。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

賛成、反対を判断するための猶予というか、判断材料をもう一度確認をしたいということだと思います。

先ほどもおっしゃっていましたが、それが審査が長くなって後々影響があるとか、そういったことがあると思うんですけど、これが例えば1年とか2年とか長い間特別委員会をするのかとか、いろんなところで私も初めてのことでちょっと分からないんですけど、何ですかね、その期間というのですかね、例えば、お茶の季節だったら4月、5月ぐらいが一番大事なときですので、どのくらい、1年とか何か審査をどうするのかとか、そういったところで何かあるんですかね、そこをお伺いいたします。

○11番（増田朝子君）

お答えいたします。

この継続審査に関しては、次回の議会の開会までの間に審査をするということですので、それで特別委員会の設置を一緒にお願いしているところでございます。

ですので、もう一度、閉会の間にしっかりと議論をしていきたいと思って上程いたしました。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

そしたら今回採決前に出されておりますので、採決については後ほど議論を継続して審査した後、3月までの開会、1月とか2月に、もう一回ここで議案質疑して採決するみたいな、

そういった流れでいいんですよね。そこをお願いします。

○11番（増田朝子君）

はい、そのとおりです。それで、もう一度しっかりと議論を深めて、本当に市民の方に説明できるような議論をしたいと思いますし、私たちは市民の負託を受けて、皆さん議員ですけど、ここにあります。そして、市長もいつも、市長提案の中に慎重審議という言葉をお使いになります。また、議長も毎回、議会が始まる前の全協のところで、慎重審議をお願いしたいと申されますので、しっかりと皆さんで慎重審議をしていきたいと思って上程させていただきました。

○議長（辻 浩一君）

ほかに質問ありませんか。大串友則議員。

○2番（大串友則君）

先ほど、山口卓也議員の質問の中に、いつまで審査を継続させるのかという答弁の中に3月まで、次の定例会までという答弁をされていましたが、例えば、これは指定管理者が議案として決定しないと、執行部側も当初予算を多分事業者と話すことができないので、当初予算に組むこともできないのかなと思うんですけれども、そこら辺の中で、スケジュールが大分また今度1年ぐらい変わってくるのではないかなと思うんですけれども、その辺のお考えはどのように考えられますか。

○11番（増田朝子君）

お答えいたします。

こちらはしっかり審議した後に、今後ずれるかと思えますけれども、そういう例はこれまでも、6月から指定管理になったとか、秋口から指定管理になったとかというケースもございますので、指定管理についてはしっかり審議した上でやっていただきたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

そしたら考え方として、この継続して審査をしていくのではなくて、もうそれぞれの採決の中で、この指定管理者の考え方に賛成なのか反対なのか、その中で、もし可決された場合、もちろん当初予算に指定管理料というのが新たにちゃんとした数字が上がってくると思うので、その数値に対して議論を尽くしていけばいいのではないかなと思いますが、その辺の考え方はどうですか。

○11番（増田朝子君）

当初予算で審議をしたかどうかということですか。（発言する者あり）その考えもあるかと思えますけれども、やはり今回の審議の中で、なかなか審議が、議論が尽くせなかったということが一番なので、私は、賛同してくれる皆さんがあれば、そこから始めてもよろしい

んじゃないかなと思います。

そして、やはりもっともっと議論をすることが必要かと思いますので、当初予算で出るということが——遠回りであるかもしれませんが、しっかりと議論を尽くして、本当に市民の皆さんとか、議会の中でもしっかりと納得した上で進めていただきたいと思いますと思いまして今回の上程になりました。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

私も議論をしていくことには全然反対ではないんですけれども、やっぱりケース・バイ・ケース、そのときそのときの判断をしっかりと行って、そのときそのときでしっかりと議論を尽くしていったほうがいいのではないかなと思います。

ここで上限額が4,200万円と出ていますけれども、その4,200万円がそのまま当初予算に上がってくるとも限らないという可能性の答弁があったので、そこも踏まえて、そのときそのときの議論を尽くしたほうが効果的ではないかなと思いますけど、最後に、いかがですか。

（「そのときそのときの議論ですか」と呼ぶ者あり）今回は今回の指定管理者は指定管理者の議論として、そして今度、当初予算に数字がまた新たに上がってきたときに、その当初予算の数字に対して、そこが本当に的確なのかどうなのかの議論を尽くしたほうが一番効果があるのではないかなと思いますけど。

当初予算が出てこない限り、指定管理料というのはちゃんとした数字が出てこないわけですよ。出てこない中で議論を続けたところで、もう架空のところで話をするばかりで、全然効果的じゃないのかなと思いますけど。（「効果的じゃない」と呼ぶ者あり）

ただ先延ばしになるだけのような感じがします。だから、今回は今回で指定管理者の指定についてのところで採決をして、今度当初予算に上がってきたときに、また新たにちゃんと議論をしたほうがいいのではないかなと考えますけど。

○11番（増田朝子君）

私はそう思わなかったのですが、今回出させていただいたんですけれども——いや、やはり今回のことは、私は本当に何度も申しますけれども、市民の方への、理解と説明するためにもしっかりと——先延ばしになるかもしれませんと申されますけれども、その都度その都度、そのときの議論をしっかりと、これを私は曖昧にして次に進むことが駄目だと思いますので、しっかりとこの問題はここできちんと、延ばしてでもしっかりと議論すべきだと思います。

○議長（辻 浩一君）

発言者以外の発言は控えるようによろしくお願いいたします。

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

今回、チャオシルの件で、委託か指定管理かというふうなところで、委託、指定管理で悩みました。まだ1年たっていっぱやらないというところで、チャオシルとはどういうところで働いているのか、連絡網はきちっとできているのかとか、いろんなところでまだまだ、もうしばらく教育等が必要じゃないかという思いがありました。

しかし、ほかの議員さんからのいろんなお声を聞きますと、今現状の中でも頑張っているって、売上げ等も少しずつ増やされてきているという現状の中で、どっちにしたほうがいいのかという本来のこの議案第76号ですか、その悩みのところなんですけど、今議論されているところのことは前の議員さんが言われたように、3月の議場での議論でいいのではないか。今、委託か指定管理かというところで考えていけばいいんじゃないのかというふうに思います。

○11番（増田朝子君）

出された計画の予算書の設定が、6年度の収入源ですね。6年度を算出されたということですが、そこの中で、やはりまだまだ予算の積算とか、人件費の積算、他の——私は今回挙げたのが、市指定管理にするのか、直営なのか、今、古川議員が言われるように、指定管理にするのか、ただ業務委託するのかということですが、今回出された案件で予算の積算や人件費の積算、他の指定管理との整合性もまだまだ議論すべきところがあると思います。それで、継続審査を提案いたしました。

あと、例えばもう一年ぐらい今のままの形態でしっかりと収入のところを積算して、そして指定管理料を設定されてもいいんじゃないかなということで、先ほど申しましたようにもっと議論が必要と思い提案しております。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

増田議員の思いつきには分かるんですけれども、その思いはやはり当初予算のときに、出されたことに対してそのところでずっと詰めていっていい状況じゃないのかなと思います。

○11番（増田朝子君）

お答えいたします。

今、大串議員とか古川議員が当初予算でもよろしいんじゃないですかということですが、私は、審議を尽くすことから避けてはいけないと思います。

ですので、しっかりと今回の議論を、私はまだまだ納得しておりませんので、審議を継続審査としてしていきたいと思っております。

そこは、そのときはそのときで、また当初予算で出てきた議案に対してしっかりと審査すればいいと思いますけど、今は今で、しっかりと納得できるような審議がしたいので、提案させていただきます。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。

ほかに。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

まず、先ほどの大串議員への回答で曖昧なところがあるとおっしゃられていましたけれども、増田議員が思われている曖昧というところの（「曖昧と言った」と呼ぶ者あり）はい。曖昧という表現をされましたけれども、その曖昧というところはどのようなところが、今回の議案質疑等において曖昧であったと思われているのか。それで、その曖昧というのが、曖昧があるということで継続審査を今、動議でされているというふうに思っているんですけど、曖昧の意味をもう一度、中身を御説明いただけますか。

○11番（増田朝子君）

大串議員に対して曖昧という言葉を使ったんですか。（「大串議員への答弁に対して、まだ私は曖昧なところがあると思う」と呼ぶ者あり）

そういう今回の議案質疑でいろんな、先ほどから申しますけれども、追加答弁があったり、本当に何か、議論できないままにどんどん追加答弁が来たりとか、しっかりと議案質疑の中で本当は議論したかったということも1つあります。

それで、曖昧という言葉ですね——私はこの今回の指定管理者の指定に関して、数字としても、その出された予算書、そこになかなか納得できていないところもありますので、そこら辺をしっかりと、先ほどから申しますように、予算の積算、人件費の積算とか、そういうところをしっかりともう一回議論したいと思いました。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

今言われた数字のところの議論というところであれば、あくまでも今出ているのは、執行部が積算した目安といいますか、上限額というところ。事業者から出てきているところも、指定管理をすることで自分たちの収入と支出の見込みだと思っています、私は。その点において、指定管理者の指定を行わなければ、指定管理者の指定を議決しなければ、執行部としては、これが当初予算においての事業者との、指定をした後に当初予算に向けて執行部は予算措置を図られると思いますので、その段階で今、増田議員がおっしゃられている予算のところの議論を尽くすという意味では、あくまでもこれは仮定の数字だと思うんですよね、見込みの数字といいますか。そこで予算に対しての議論を詰めていくというのはなかなか、判断がなお難しいかなと私思うんですけれども、そういった意味で、増田議員が今言われている数字の検証といったところは、当初予算では出て——今の継続審議が3月までというふう

におっしゃったんですけれども、当初予算として上げられなくなる可能性もあるということを考えれば、ちょっと遅くなる——遅くなるといいますか、そういったところを出すことができなくなるというところでは、どのように考えていらっしゃいますか。

○11番（増田朝子君）

継続審査になった場合、遅れるということですが、それは先ほども申しましたように、しっかりと議論した後で、そこで決定してから、先ほど申しましたように6月とかにずれてもいいと、なるかもしれませんけど、それか、あと例えば、もう一年しっかりと業務委託としてしてもらおうとかですね。そして、数字的な積算を出していただいて、再度指定管理するという考えもあるかと思いますので、そういうことで議論をしていきたいと思って継続審査を提案しました。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

継続審査のこの動議については、先ほど増田議員が述べられた理由、追加答弁としても2回ほどあって、その追加答弁においても、議案質疑の段階での答弁と若干ニュアンスが違うところ、予算といいますか、収支と支出の見方ですとか、そういったところについては確かに、私自身、追加答弁を聞いて、もう少し中身を理解していかなければいけないとは思いました。ただ、そうは言いながらも、増田議員が今考えていらっしゃる時間をかけることによる、来年度までは直営ですとかと言われてはいますが、そことの照らし合わせといいますか、今出てきている、あくまでも見込みの数字と、来年度また場合によっては継続審議でということで、その継続審議をただ3月、次の議会までに行って、けつを決めてやるというところと、1年かけてもいいというところを言われているので、そこはちょっと、どっちに重きを置いているのかといいますか、そこが私は逆に増田議員の考えが曖昧で、その意図が分からないというのが正直なところです。

○11番（増田朝子君）

お答えいたします。

指定管理じゃなくてもいいんじゃないかということで申しましたが、いや、場合によってはそういう場合もあるということでお答えいたしました。そして、先ほどから申します、議案質疑の中での執行部の御説明が、収入は6年度、支出は5年度を積算しましたということもありまして、そこも含めて、じゃ、6年度のそういう実績を踏まえて予算化してもよろしいんじゃないかということも含めて、いろいろ議論をしていていただきたいと思って提案いたしました。そこは、指定管理が駄目とかそういうことじゃなくて、その指定管理をしっかりしてもらうためにも、もう少し時間をかけてしっかり議論していけたらと思いました。

○議長（辻 浩一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにないようですので、これで動議に対する質疑を終わります。

次に、発議第11号 「議案第76号 指定管理者の指定について」に対する継続審査及び継続審査を付託する新たな特別委員会の設置についての討論を行います。討論ありませんか。
田中政司議員。反対ですかね。

○14番（田中政司君）

そうです。

発議第11号 「議案第76号 指定管理者の指定について」に対する継続審査及び継続審査を付託する新たな特別委員会の設置についてという提案について、反対の立場で討論を申し上げます。

今回、議案第76号につきましては、うれしの茶交流館「チャオシル」を指定管理にするために、その指定管理者を指定をしたいという議案であります。

先ほどいろんな方から質問等あっておりまして、要するに、この指定管理については市のガイドラインに沿って、委員の方が5名、今年の8月21日に第1回の委員会を開催し、そしてその後、こういった形で公募を行うのか、そういったことをお決めになり、そして8月29日に公募が開始をされております。9月には、参加者8社が、いわゆる現場へ参加をなされ、そして、最終的には10月の提出締切りに4団体が応募をなされております。そして、最終的には10月23日に最終の委員会を開催し、業者というものを選定されているということで、そこら辺の審査についていろんな御意見あったようですが、決定をされております。それで今回この提出ということになっているわけですが、今回のこの発議が、指定管理者の指定についてに対する継続審査及び継続審査を付託する新たな特別委員会の設置についてということでもありますので、この指定管理者の指定について何か疑義があるというふうな捉え方をするわけですね私たち。私はしました、まず。

それで、この指定管理者を指定することについて継続審査というのはちょっとおかしいんじゃないかと。あくまでも委員会を立ち上げて、そこで審査をなされて、それについて今回提案されているんだから、我々としては、そこに継続審査をするということは非常にこれはその委員会に対する議会のあり方として、私はちょっと納得がいかない。

その上で、要するにその中身について金額等の話が出てきました。その予算についてということではありますが、今回の案件というのは、あくまでも指定管理者の指定を決定すると。予算については、先ほどからも出ておりますけれども、今後、指定管理者を決定した後にいろんな議論を多分執行部となされます。そして、当初予算を積み上げるについて、そのときに再度私は議論があるものだというふうに理解をしております。

ですから、この提案者が、要するに金額についてどうのこうのということをおっしゃいましたけれども、これはあくまでも、その金額が出た来年度の当初予算、この場において議論をするべきであって、ここでそれを基に継続審査というのは、私は筋違いだというふうに、私はそういうふうに理解いたします。よって、この発議については反対をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、賛成討論はありませんか。芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

ただいまの発議第11号 「議案第76号 指定管理者の指定について」に対する継続審査及び継続審査を付託する新たな特別委員会の設置について賛成の立場で討論いたします。

本件については、今までの議会で経験いたすところの異例の追加の答弁があり、重要な事件であるということを再認識いたしました。

その追加の答弁に対しては、いまだ議会としては情報収集、あるいはデータが必要であり、十分な審査を行うための時間が必要と考えております。

本議題については、他の関連議題と並びに他の公共施設と全体の整合性を取るために継続して審査をし、このチャオシルという施設を利用する市民、あるいは観光客に満足を得られるような施設をつくるための効果ある指定管理であるための最良の選択をしなければならないと思っております。

指定管理は一応3年間ということで、決算で1年ごとに見直しが行われますが、行われますが、急遽それが大幅に変更になったというのは経験しておりません。

それで、今後、安定的に運営され、継続的に専門性を発揮できる施設であり続けるというのには、今の提示された事業計画等、新たに焦点を当てて詳細緻密に審議すべき点があるのではないかと考えております。

審議が必要な具体的な理由として、情報として不十分であり、整合性等、関係に関連する案件、あるいはほかの新情報等のプールをした中で、将来的に十分な、可能な限りの評価を得られる、市民の方に評価が得られる市政、指定管理施設でなければならないと思っております。

それで、私たち議会にも十分な審議の時間、そして十分に納得し、さらに市民にも評価される、あるいは嬉野市として市内外の方が全員訪れる施設を目指すためには、今後、議会として、全て慎重に、時間をかけて継続して審議する必要があります。

これは当初予算の審議とまた異なる重要性を持つと私は思っておりますので、この発議第11号 「議案第76号 指定管理者の指定について」に対する継続審査及び継続審査を付託する新たな特別委員会の設置についてというのは、重要な案件だと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、反対討論ありませんか。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

私は、ただいま提示されました、この「議案第76号 指定管理者の指定について」に対する継続審査及び継続審査を付託する新たな特別委員会の設置についてということでの動議には反対をいたします。

その内容としましては、まず、今回大勢の皆さんからの質疑もあっておりますので、かなり詳細なところまで照会があったということで認識いたしますので、簡潔に申します。

この今回の事業で指定管理者の公募に当たって、選定の委員会で、ここはまず適切、そして公正な審査をもって当該事業所を選ばれているということですね。

それと、特に私が気になったのは、実際、最近の動向がどうであるのかということで、チャオシルにたまたま私もよく商店街のほう、甘いのが好きですから、お菓子を買に行くんですけど、チャオシルに納入をなさっている業者さん等、数社にお話を伺う機会もございました。最近、チャオシルのお客さんの動向、それからお店のお菓子の動きの状況はどうですかということでお尋ねしました。やっぱりその中で、1社に関しては、お店に関しては、以前より倍以上、今、売上げが増えているんですよというようなことをおっしゃるお店もありました。それから、特に代表者によるスタッフへの何か指導が、以前よりよくなっているのかなということで、スタッフの感じも随分よくなりましたということ。それと、商品の場合によっては自分のお店まで取りに来てくれましたよというようなことで、そういうことで、かなりスタッフの状態というのが非常にそういう意味でも、お客さんがかなりやっぱり増えてきているというのを感じているということでございます。

それで、特に今回提言をなさっておりますけれども、先ほど紹介しましたような声も踏まえて、やはりこの機会を逃したときに、いわゆる選定委員会を経て先ほど申される業者さんが、やはりそういう意味でそれぞれ準備をなさっているということを考えていきますと、これを、もう少し先延ばしにしますよ、今回はまだ直営で行って、仮に来年度から正式にといったときに、今回のこういう約束ごとが不履行というようなことになりますので、ここがスムーズにその移行ができるのかどうか甚だ疑問でありますし、非常にここはよく考慮すべきであります。

特に今回は非常に大きなチャンスではないかと考えられるわけですね。そういったことで、この今回の動議を出されたことに関しては反対を申し上げます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、賛成の討論はありますか。山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

発議第11号 「議案第76号 指定管理者の指定について」に対する継続審査及び継続審査を付託する新たな特別委員会の設置について賛成の立場で意見を申し上げます。

先ほどこういった発議がございまして、質疑があり、賛成、反対の討論がされて、非常に活発な審議、この嬉野市議会がされており、まさに議会として素晴らしいなど、こういった議論をできる嬉野市議会、本当に素晴らしいと思います。

それで、この指定管理者の指定に対するこの継続審査ということでございますが、予算についてはおっしゃるとおり、当初予算で審議をすべきであります。ただ、今回の指定管理者の指定にかかって、いろいろ募集からありますけれども、上限4,200万円ということで提示がございまして。私、議員としてはその上限4,200万円の予算の見込みということに対してしっかりと審査をまだ詰めていきたいと、そういう願いがございまして。

長くなれば、市政への影響とか、指定管理者の開始、そういったことに影響は及ぼすかもしれませんけれども、議案質疑1日追加、それができないんでしょうか、本当に。嬉野市議会、ここで。

採決、本当に賛成を押して後で後悔しないのかと、私自身まだ判断がつきかねております。だからこそ、この継続審査をして、皆さん納得した上で進めていって、それができないんでしょうかということで私は継続審査については議論する、こういった賛成、反対の討論をする機会を改めてする前段階として、議案質疑をもう一度、1日追加でできるとか、そういったところをすることが、嬉野市議会、議会として、この議会の場だというふうに私は思いますので、私はこの継続審査及び継続審査を付託する新たな特別委員会の設置については賛成をいたします。

○議長（辻 浩一君）

次に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

発議第11号を動議のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。反対多数であります。したがって、発議第11号 「議案第76号 指定管理者の指定について」に対する継続審査及び継続審査を付託する新たな特別委員会の設置については否決をされました。

次に、議案第76号 指定管理者の指定についての討論を行います。討論はありませんか。増田朝子議員。反対でしょうか。

○11番（増田朝子君）

議席番号11番、増田朝子です。議案第76号 指定管理者の指定についてについて、反対の立場で討論いたします。

1点目。指定管理料上限4,200万円の設定額が高額で、適正価格ではありません。提出された収支計画書では、人件費、給料、賞与、社会保険料等の館長1名、館長補佐1名、スタッフ6名で3,181万2,000円であります。これまで、平成30年4月開館より2,500万円から3,000万円の事業費でありました。この額でも、うれしの茶交流館の運営状況を見て、市民からは厳しい声が届けられていました。よって、この指定管理料の設定では、市民が納得いたしません。

2点目、指定管理制度運用のガイドラインにおいては、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としておりますが、今回の指定管理料はガイドラインに沿っていません。人件費の考え方が指定管理事業者で格差があり、基準がありません。今回の指定管理料は、他の指定管理事業者と比べ公平性がなく、ガイドラインとの整合性がありません。

3点目、茶園管理業務、景観維持管理業務については市が直接行うとありますが、お茶の歴史を含めた全体を理解し、愛情を持ってこの交流館の管理をしていただくためにも、この事業も含めての指定管理とすべきと考えます。

以上の理由で、この議案に反対いたします。

○議長（辻 浩一君）

次に、賛成討論はありますか。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

議席番号6番、諸上栄大でございます。私は、議案第76号 指定管理者の指定についての件に関しては、賛成の意をもって発言いたします。

まずもって、議会としてはいろんな課題があったものの、このうれしの茶交流館に関しては指定管理で進めるべきだというようなことが話されていたかと思います。

その最たるものが、令和5年度決算において、指摘事項の中で、茶業振興課、うれしの茶交流館「チャオシル」の事業については、新型コロナウイルス感染症の影響も緩和され、担当課の努力により入館者数が増加しているという一定の評価をされております。

しかしながら、指定管理の運営に向けては取組を検討されているが、新幹線を契機に他所管との連携を図り、民間のノウハウを活用し、さらに充実する努力をすべきであるというような指摘もされておまして、やはり産業建設常任委員会委員のほうから議論を尽くされて、そういう指摘事項に挙げられたと思います。

しかしながら、一定の評価はされていると思います。開設後からずっと入館者数が増えれば、またそれに対しての人件費等々も増えていくというような状況もありますので、それはどんどんしていただきたい。

そして、タイミング的に、私は今回いいタイミングだと思います。やはり今回この指定管理者の指定を受けた後に、ここのチャオシルの運営がどのようにされていくのかは、今後私たちが一般質問、ないしは決算において、そこの状況を確認しながら、そこをどんどんもっと民間ノウハウをしていって、稼げるような手腕、施策、これを市と、執行部側と協議しながら提案し続けていくのが一番重要なことだと思いますので、やはりここにおいては指定管理を進めるべきだと私は考えております。そういう意味合いを持って、この議案第76号に関しては賛成の意とさせていただきます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、反対討論ありますか。芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

議案第76号 指定管理者の指定についてに対して反対の立場から討論をいたします。

本件については、4点について疑問を呈しておりますので、その件について反対の立場から討論させていただきます。

1つは、コストの透明性であります。指定管理の料金が提示された書類では、他の数件の指定管理との比較において高額であると考えられます。その高額の指定料金が3年間の事業計画において正当化されていくのかというのが私たちの今の情報では疑問があり、十分な情報提供を得られていない状態でありますので、危惧するところであります。

次には、指定管理のよりよいコストパフォーマンスという点において提言いたします。指定管理には、要するにコストパフォーマンスというのが第1、第2、あるいは条件として挙げられますけど、行政のほうから提供された情報では、7,200万円のこのコストパフォーマンスが得られるかどうかというのが、集客の推進事業に対して、今までよりもかなり少ない事業費が充てられておりましたので、これでは、指定管理のコストパフォーマンスが図られるかどうか、その効果的な運営方法が望めないのではないかと考えております。

また、この指定管理というのは3年間の大体指定管理ですけど、ただ、これは長期的に、永続的に行われるという可能性があります。それで、4,200万円という短期的なコストアップが長期的に見た場合、市の財政にどのような影響を及ぼすか疑問でありますし、集客推進事業に対する今までよりも低い予算では、増加につながるか甚だ疑問であります。

4番目として、審議というのがやはり不十分であり、この問題が可決される場合は、私たち市民の負託を受けた議員としては、市民に十分に説明、納得していただけるか、また、市民によって活用される施設になる明瞭な事業計画等が必要だと考えます。

そして、この指定管理における集客推進、あるいはコストダウン、コストカット、情報の発信並びに指定管理が生かされる運用、運営方法を計画して、市民の方に利用される、また親しまれる施設としての場を提供できるよう、明確な事業案というのを精査して、今後この

指定管理について私たちは十分な情報を得ていきたいと思いますので、現在の情報では私は不備と考えておりますので、この議案76号に対しては反対の立場で討論いたします。（「3番目の指摘のところで金額を7,200万円と4,200万円と言われています。多分間違えられていると思います」と呼ぶ者あり）

指摘ありがとうございます。金額は7,200万円ではありません。4,200万円です。訂正しておわびをいたします。すみませんでした。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで議案第76号の討論を終わります。

議案第76号について採決をいたします。

議案第76号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第76号 指定管理者の指定については決定をいたしました。

次に、議案第77号 指定管理者の指定についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで第77号の討論を終わります。

議案第77号について採決をいたします。

議案第77号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第77号 指定管理者の指定については可決をいたしました。

次に議案第78号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第78号の討論を終わります。

議案第78号について採決をいたします。

議案第78号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第78号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更については可決をいたしました。

次に、議案第79号 令和6年度 嬉野市一般会計補正予算（第5号）についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第79号の討論を終わります。

議案第79号について採決をいたします。

議案第79号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第79号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）は可決をいたしました。

次に議案第80号 令和6年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第80号の討論を終わります。

議案第80号について採決をいたします。

議案第80号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第80号 令和6年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は可決をいたしました。

次に、議案第81号 令和6年度 嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第81号の討論を終わります。

議案第81号について採決をいたします。

議案第81号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第81号 令和6年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は可決をいたしました。

次に、議案第82号 令和6年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地地区画整理事業

費特別会計補正予算（第１号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第82号の討論を終わります。

議案第82号について採決をいたします。

議案第82号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第82号 令和６年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第１号）は可決をいたしました。

次に、議案第83号 令和６年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第３号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第83号の討論を終わります。

議案第83号について採決をいたします。

議案第83号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第83号 令和６年度 嬉野市下水道事業会計補正予算（第３号）は可決をいたしました。

次に、議案第84号 令和６年度嬉野市一般会計補正予算（第６号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで、議案第84号の討論を終わります。

議案第84号について採決をいたします。

議案第84号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第84号 令和６年度 嬉野市一般会計補正予算（第６号）は可決をいたしました。

次に、議案第85号 建設工事請負契約の締結についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第85号の討論を終わります。

議案第85号について採決をいたします。

議案第85号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第85号 建設工事請負契約の締結については可決をいたしました。

次に、発議第9号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで発議第9号の討論を終わります。

発議第9号について採決をいたします。

発議第9号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第9号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、発議第10号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで発議第10号の討論を終わります。

発議第10号について採決をいたします。

発議第10号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第10号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則については可決をいたしました。

日程第2. 委員長報告を議題といたします。

産業建設常任委員会に付託した令和6年請願第1号 五町田地区（大黒町・前牟田）害獣対策に関する請願の審査結果について報告を求めます。山口虎太郎産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員会委員長（山口虎太郎君）

では、産業建設常任委員会より報告いたします。

嬉野市議会議長 辻 浩一様

産業建設常任委員会

委員長 山口 虎太郎

請願審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第138条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果	左記の理由
令和6年 請願第1号	五町田地区（大黒町・前牟田） 害獣対策に関する請願	趣旨採択	紹介議員及び担当課の事情聴取を行い、調整を行いました。 その結果、願意妥当と認め、趣旨採択としました。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ただいまの報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで委員長報告の質疑を終わります。

次に、令和6年請願第1号 五町田地区（大黒町・前牟田）害獣対策に関する請願の審査結果についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから令和6年請願第1号 五町田地区（大黒町・前牟田）害獣対策に関する請願の審査結果について採決をいたします。

この請願に対する委員長報告は趣旨採択とするものです。委員長報告のとおり趣旨採択することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票をしてください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、令和6年請願第1号 五町田地区（大黒町・前牟田）害獣対策に関する請願の審査結果については趣旨採択することに決定をいたしました。

日程第3．議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。嬉野市議会会議規則第163条の規定により、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣したいと思います。また、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、

その日時、場所、目的及び派遣議員等の諸手続については議長に一任していただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、派遣議員についてはそのように決定をいたしました。

日程第４．閉会中の付託事件について議題といたします。

このたび議会運営委員会、総務企画常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長及び各特別委員会委員長からお手元に配付していました別紙付託表のとおり、閉会中もなお継続して審査をしたいとの申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のあったとおり、閉会中、継続審査することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の付託事件は継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本定例会に提出されました案件の質疑、討論・採決の全ての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会において議決されました各議案について、条項、字句、数字、その他の整理に要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

会議を閉じます。

令和６年第４回嬉野市議会定例会を閉会いたします。

午後０時１分 閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議 長 辻 浩 一

署名議員 水 山 洋 輔

署名議員 大 串 友 則

署名議員 古 川 英 子